

## 接種施設の分類について

### ①基本型接種施設（ディープフリーザーを設置する接種施設）

- ・基本型接種施設は、自施設の接種予定者数のほか、連携型接種施設から申告を受けたワクチン数や地域の医療従事者等の接種受け入れ予定数を確認し、V-SYSを通じてワクチンを必要数オーダーし、連携型接種施設分等も含めてワクチンを受け取る。
- ・ディープフリーザーに保管したワクチンは、自施設での接種に用いるとともに、基本型接種施設又は連携型接種施設のいずれかが連携型接種施設に移送する。

### ②連携型接種施設（基本型接種施設からワクチンを移送して接種する接種施設）

#### 【医療従事者等の接種】

- ・当該医療機関等の医療従事者等の数が原則として概ね 100 人以上。都道府県にその意向を申し出る。
- ・自施設の接種予定者数に加え、地域の医療従事者等の接種受け入れ予定数も考慮して接種に必要となるワクチン数を基本型接種施設に申告し、ワクチンを移送して接種する。
- ・基本型接種施設との連携が必要です。

### ③サテライト型接種施設【住民への接種】

- ・地域住民に対して接種に必要となるワクチン数を基本型接種施設に申告し、ワクチンを移送して接種する。
- ・基本型接種施設との連携が必要です。

### ④アストラゼネカ製のワクチンについては自院が基本型接種施設となります【住民への接種】

注1) 今後、ディープフリーザーが京都府内において180台程度割り当てられる予定です。（当初2月中は28台）後から割り当てられるディープフリーザーを設置して基本型接種施設への変更も可能です。

注2) ①～④の全てにおいて「集合契約」が必要となります。